

掲示期間 4.1～4.10

新潟市告示第189号

新潟市横越地区勤労者総合福祉センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市横越地区勤労者総合福祉センターの使用料徴収事務を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、下記のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行う施設	徴収事務受託者
新潟市横越地区 勤労者総合福祉センター	新潟市中央区上所1丁目11番4号 公益社団法人 新潟市シルバー人材センター 理事長 若林 孝